

合同会社 UAS テクノにおける公的研究費の不正防止対策の基本方針

令和7年5月31日

最高管理責任者決定

合同会社 UAS テクノにおける研究活動等の不正防止に関する規則第3条第2項に掲げる不正防止対策の基本方針については、次のとおりとする。

- 1 最高管理責任者のリーダーシップの下、当社の組織風土に合った実効性のある不正防止対策を策定し、実施する。
- 2 コンプライアンス教育及び啓発活動を通じ、構成員の不正防止に向けた意識の向上を図り、不正を起こさせない組織風土を形成する。
- 3 日頃より研究推進構成員と事務事務担当構成員が互いに信頼する関係を維持し、不正を未然に防ぐための努力を行う。